

平成26年2月13日

保健福祉部

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成27年4月からの世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設の指定期間が平成27年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例に基づき、平成27年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

	施設名等	実施事業	現在の指定管理者
1	世田谷区立駒沢生活実習所 世田谷区弦巻二丁目1番5号	生活介護	社会福祉法人武蔵野会 八王子市台町一丁目19番3号
2	世田谷区立桜上水福祉園 世田谷区桜上水二丁目13番16号	生活介護	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
3	世田谷区立奥沢福祉園 世田谷区奥沢六丁目29番2号	生活介護	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
4	世田谷区立九品仏生活実習所 世田谷区奥沢七丁目39番13号	生活介護	社会福祉法人武蔵野会 八王子市台町一丁目19番3号
	世田谷区立九品仏生活実習所中町分場 世田谷区中町二丁目25番17号	生活介護	
5	世田谷区立千歳台福祉園 世田谷区千歳台三丁目31番9号	生活介護	社会福祉法人せたがや榎の木会 世田谷区代田一丁目29番5号
6	世田谷区立給田福祉園 世田谷区給田五丁目2番7号	生活介護	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
7	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ 世田谷区船橋五丁目33番1号	就労移行支援	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
8	世田谷区立下馬福祉工房 世田谷区下馬二丁目20番14号	就労継続支援B型	社会福祉法人せたがや榎の木会 世田谷区代田一丁目29番5号

9	世田谷区立玉川福祉作業所 世田谷区玉川一丁目7番2号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人大三島育徳会 世田谷区鎌田三丁目16番6号
	世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場 世田谷区等々力二丁目13番4号	就労継続支援B型	
10	世田谷区立砧工房 世田谷区砧四丁目32番14号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
	世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム 世田谷区喜多見七丁目3番1号	就労移行支援	

現在の指定管理期間 5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

3. 指定管理者制度適用の理由及び効果

区立駒沢生活実習所ほか9施設では、障害者の自立を促進するため、利用者のニーズや障害特性を把握しながら、創意工夫したサービスの提供や管理運営の効率化に努めており、指定管理者制度の効果を活かした運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

4. 指定期間

5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）とする。

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 以下に示す「特別の事情」により、公募によらず適格性の審査にて指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で決定する。

(2) 「特別の事情」について

「指定管理者制度運用に係る指針」第5の3「特別の事情(4) 現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」及び「特別の事情(1) 指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定される場合」に該当する。

【理由】

・特別の事情(4)

区立駒沢生活実習所ほか9施設では、指定期間中に第三者評価の受審及び自己検証の評価結果を踏まえ、障害特性に配慮した介護、作業活動、就労支援の実施に取り組み、サービスの質の向上に努めており、継続して管理を行うことで安定したサービス提供が期待できる。

・特別の事情(1)

障害者施設では、利用者支援にあたって職員と利用者・家族との関係性が重要であり、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。

以上の理由から、同法人より事業計画書等の提出を受け、適格性の審査を行う。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審議を行うため、世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否を審議するほか、候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について、区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準

世田谷区立障害者福祉施設条例第14条第3項で定める基準に基づき、選定委員会において申請者から提出される事業計画書等の審査及び申請者のヒアリングを実施し、総合的な評価を行い、指定管理者の候補者を選定する。

障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

施設の効用を最大限に発揮させることができること。

施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール

平成26年	3月	選定委員会
	4月	常任委員会（選定方法）
	5月～7月	選定期間（適格性審査）
	8月	政策会議
	9月	常任委員会（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成27年	4月	次期指定管理者による管理運営